

瑞穂町公共建築物等における多摩産材等利用推進方針

令和8年7月22日

1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に即して瑞穂町内における公共建築物、公共工作物等の整備を所管する部課が参酌すべき一般方針を定めることにより、積極的な多摩産材等の利用を促進することを目的とする。

2 多摩産材等利用の意義

瑞穂町内の建築物への多摩産材等の利用を促進していくことにより、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

- (1) 多摩産材等の利用を通じて、多摩地域の森林の健全な育成を促進し、水源のかん養など、森林の持つ多面的な公益的機能を維持し、及び増進させること。
- (2) 多摩地域の森林から産出された木材と、それを原材料とする製品の生産を促進し、持続可能な社会の実現に貢献すること。
- (3) 調湿効果、吸音効果、人の心を和ます効果等、木材の特性を生かした快適な公共空間を創出すること。
- (4) 炭素固定機能を有し、加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ないことから、地球温暖化防止など環境負荷を軽減させること。

3 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 公共建築物

町が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう（町の委託により管理される建築物を含む。）。

(2) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

(3) 木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(4) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(5) 公共工作物

町が事業主体となり施工する道路、河川、公園、下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

(6) 多摩産材等

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材を始めとする国産木材をいう。

4 基本的な事項

町は、次の各号に掲げるものについて、当該各号に定めるとおり努めるものとする。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて多摩産材等を使用し、建築物の木造化及び木質化に努める。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第86号）等の法令及び施設設置基準等により木造化及び木質化が適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理、コスト等を考慮した際に、木造化及び木質化が困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、多摩産材等及び多摩産材等を活用した木製品を使用するように努める。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理、コスト等を考慮した際に、使用が困難と認められる場合

イ その他、使用が困難と認められる場合

(3) 備品等

公共建築物の什器等の備品等は、多摩産材を利用したものを使用するように努める。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 備品等の利用目的、安全性、維持管理、コスト等を考慮した際に、使用が困難と認められる場合

イ その他、使用が困難と認められる場合

(4) 木材の調達

公共建築物及び公共工作物において利用する木材の調達に当たっては、東京都建設リサイクルガイドライン及び東京都環境物品等調達方針（公共工事）の定めによるものとする。

(5) 多摩産材等の普及及び啓発

町は、町民に対して多摩産材等の普及及び啓発に努める。

5 施行年月日

この方針は、令和8年7月22日から施行する。